

7 南監第51号
令和7年8月15日

南国市議会議長 岩松永治様

南国市長 平山耕三様

南国市監査委員 塩崎泰
南国市監査委員 久武弘明
南国市監査委員 神崎隆代

例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により令和7年6月分の出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査報告書

1 検査対象

令和7年6月分

2 検査実施日

令和7年7月24・25・28日

3 検査の方法

一般会計及び特別会計については、支出命令簿綴、精算書綴、その他関係書類、水道事業会計及び下水道事業会計については、会計伝票綴、試算表・資金予算表その他関係書類の提出を求め、内容を検査し必要により担当者の説明を受けた。

4 検査の結果

- (1) 検査対象である一般会計、特別会計の歳入・歳出の額、水道事業会計、下水道事業会計の収入・支出の額は別表のとおりで、計数をそれぞれ確認した。
- (2) 令和7年6月末日における現金残高は別表のとおりで、指定金融機関の提出資料に基づき一致が認められた。
- (3) 土地及び建物の売買に関する契約の支払いについて、5/29に契約を締結し、5/30付けて請求書が提出され6/13に支払いがされているが、登記は6/20に完了している。契約書の第4条の第2項には“登記が完了したときに請求することができる”と明記されていることから誤った支払手続きとなっている。(財政課)

また、会計課は、支払いにあたって財政課に登記の確認を求めたところ、“急いでいるから”という求めに応じてそのまま支払いを行った。このことは、支払いに際して支払要件を満たしていないことを知りながら支払いを行ったということになり、重大な過ちと言わざるを得ない。

公金の支払いにあたっては支払要件の充足を確認すること、特に不動産取得費の支払いについては登記完了を確認のうえ行うことを徹底していただきたい。

- (4) 貯水槽撤去工事に係る工損事後調査結果に伴う補償箇所の費用負担の支払いについて、添付されている委任状では“契約についての決定権を行使する一切の権限”を委任するとなっている。受任者が請求をしているが請求権までは委任されていないので、今回は誤った支払い手続きとなっている。契約から請求までの手続きを委任するのであれば委任状の見直しを検討いただきたい。(消防本部)
- (5) 住宅等耐震改修費補助金の支払いについて、6/4付けて交付申請を提出し、6/5付けて交付決定がされ、6/9付けて補助金交付請求書が提出されている。通常の補助金交付については申請後、交付決定、着工、請求との流れだが、住宅等耐震改修費補助金交付要綱では事業認定申請書提出後、事前審査があり、事業認定通知を受けてから着工、完了検査の確認通知後に補助金申請ができることとなっており、申請前の事前着工を認めている。事前着工を認めざるを得ないのであれば、要綱に事前着工の要件・時期(事前認定時または交付決定時)等を明記し、適切な対応が必要であると思料される。(住宅課)